

リスクマネジメント規程

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人ヒミツキチ(以下「当法人」という。)におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及びこの当法人の損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、当法人の役員及びすべての従業員（派遣労働者・退職者を含む。以下「役職員」という。）に対して適用する。

(定義)

第 3 条 本規程において「リスク」とは、会社に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を指すものとし、「事故等」とは、リスクが具現化した事象等を指すものとする。

第2章 役職員の責務

(理事長の責務)

第 4 条 理事長は、リスクマネジメントへの取組を経営の基本方針の1つとし、リスクマネジメント推進体制の整備及び維持向上に努める。

(役職員の責務)

第 5 条 役職員は、業務の遂行にあたって、法令、定款及び会社の定める規程等リスクマネジメントに関するルールを遵守しなければならない。

2 役職員は、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、リスクの回避、軽減その他必要な措置を事前に講じるよう努めなければならない。

第3章 リスクマネジメント体制

(最高責任者)

第 6 条 リスクマネジメント体制における最高責任者は、理事長とする。

第 7 条 リスクマネジメントに関する指導監督等を適切に行うために、リスクマネジメント委員会を設置する。

2 リスクマネジメント委員会の事務局運営は、事務局長が実施するものとする。

(リスクマネジメント委員会の構成)

第 8 条 リスクマネジメント委員会の構成は、以下のとおりとする。

(1) 委員長：リスクマネジメント担当理事
(2) 構成メンバー：理事会で決議された者
(3) 事務局：事務局長

(リスクマネジメント委員会の役割)

第 9 条 リスクマネジメント委員会は、平常時、以下の役割を担うほか、緊急事態発生時には、緊急事態の対応策についての審議、第19条で定める対策本部長の補佐及び対策本部事務局への助言を行う。

(リスクマネジメント委員会の開催)

- 第10条 リスクマネジメント対応委員会は、四半期に1回開催し、リスクマネジメントの実施状況を把握するとともに、必要な措置について審議する。
- 2 事故及び緊急事態を含む重要案件が発生した場合は、つどによる審議を行い、対策を講じる。
 - 3 リスクマネジメント委員会は、委員長が招集するが、他の委員の要請により委員長が判断して招集することができる。

(個別リスクマネジメント所管部の役割)

- 第11条 すべての各部署は、個別リスクのマネジメント所管部となり（以下「個別リスクマネジメント所管部」という。）、個別リスクについてのマネジメント業務を行う。
- 2 個別リスクマネジメント所管部は、リスクの評価を行い、必要がある場合は速やかに報告するものとする。
 - 3 個別リスクマネジメント所管部は、リスク対策を周到に行うとともに、事故等の発生時においては、主体的に対応するものとする。

第4章 事故等への対応

(事故発生時の対応)

- 第12条 個別リスクマネジメント所管部は、事故等が発生した場合、迅速的確な初期対応により、事態の拡大防止と早期の収束に努める。
- 2 個別リスクマネジメント所管部は、事故等の発生後速やかに事故発生を報告するとともに、その後の処理については委員長の指示に従う。
 - 3 事故発生を報告を受けた委員長は、を開催し、事故状況の把握及び対応策についての審議を行い、理事長に報告するとともに、個別リスクマネジメント所管部へ必要な指示を行う。

(事故処理後の報告)

- 第13条 個別リスクマネジメント所管部は、事故等の処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、委員長を通じて理事長に報告する。

第5章 緊急事態への対応

(緊急事態発生時の対応原則)

- 第14条 大規模な自然災害や突発的な重大リスク等の緊急事態が発生した場合、迅速的確な初期対応により、事態の拡大防止と早期の収束に努める。
- 2 緊急事態を認知した場合は、速やかに報告をするものとする。

(緊急事態対応レベルの判断)

- 第15条 緊急事態発生を報告を受けた委員長は、を開催し、緊急事態への対応レベルの判断を含む対応策について審議し、理事長に報告する。

(緊急事態対応レベルの区分)

- 第16条 緊急事態の程度に応じて、対応レベルを以下の2つに区分する。

(1) 「レベルⅠ」（全社的対応レベル）

緊急事態による会社に著しい損害若しくは事業に甚大な影響を及ぼすと想

定される事態、対策本部を設置し全社的な対応を必要とする事態、又はマスコミ（新聞、TV等）への特別な対応が求められる事態をいう。

(2) 「レベルⅡ」（個別リスクマネジメント所管部対応レベル）

個別又は複数の個別リスクマネジメント所管部で対応可能であり、全社的な対応の必要性はなく、対策本部の設置には至らない事態をいう。

2 理事長は、緊急事態への対応レベルについて最終判断を行う。

(対策本部の設置運営)

第17条 大規模な自然災害や突発的な重大リスク等の緊急事態が発生し、第16条に定める緊急事態対応レベルがレベルⅠに該当した場合（以下「緊急事態」という。）には、理事長を本部長とする対策本部を設置し、一元的に対応する。

(対策本部の組織・役割)

第18条 対策本部の組織及び役割については、役員とリスクマネジメント委員会で構成し、緊急事態の内容に応じて具体的な対策、役割、編成規模を定めるものとする。

(対策本部要員の指定)

第19条 個別リスクマネジメント所管部の長は、対策本部要員を事前に指定し、連絡態勢を確立しておくものとする。

(緊急事態の経過記録等)

第20条 緊急事態の対応状況の分析・評価及び活用のために、対策本部各班は、緊急事態への対応経過状況等を記録するものとする。

(再発防止)

第21条 リスクマネジメント委員会は、事態の収束後速やかに、緊急対応の問題点、事態発生の原因分析、再発防止策等を取りまとめ、理事長に報告するものとする。

第6章 リスクマネジメント違反行為の相談・通報

(相談・通報)

第22条 役職員は、リスクマネジメント違反行為又はそのおそれ（以下「リスクマネジメント違反行為」という。）を発見した場合は、その個別リスクマネジメント所管部の長及び内部通報受付部署に相談・通報しなければならない。

2 相談・通報を受けた者は、速やかにその内容を報告しなければならない。

(相談・通報後の対応)

第25条 リスクマネジメント委員会は、相談・通報を受けたリスクマネジメント違反行為の事実関係を調査し、対応する。

2 リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント違反行為の対応について、理事会に報告しなければならない。また、緊急を要する事項及び経営に重大な影響を与えると認められる事項については、速やかに理事長に報告しなければならない。

(解釈上の疑義)

第26条 本規程の解釈について疑義が生じた場合、委員長は、理事長と協議の上、これを決定する。

(改廃)

第27条 本規程は、理事会の決議により、改廃する。

附則

(施行日)

第1条 本規程は、令和6年1月1日から実施する。